

2016
10
October



CLIENT

H28.10.05 No.301



弊法人からのご連絡事項

- ・個人番号提供書の収集のお願い
(法定調書)

P1・2

- ・平成 28 年度税額予測の見方について

10月21日(金)お申し込み分まで
無料です(標準契約の場合)

P3・4

明日へのヒント

- ・患者別対応のポイント③
～小児患者編～

P5・6

医療トピックス

- ・生活歯援^{しえん}プログラムを活用してみませんか?

P7



個人番号提供書の収集のお願い(法定調書)

この度、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」の施行により、平成28年分以降から、法定調書の提出に当たっては、申告当事者の支払先の個人番号の記載が義務づけられることになりました。つきましては、対象の法定調書を提出する先生方には、個人番号を収集していただく必要があります。

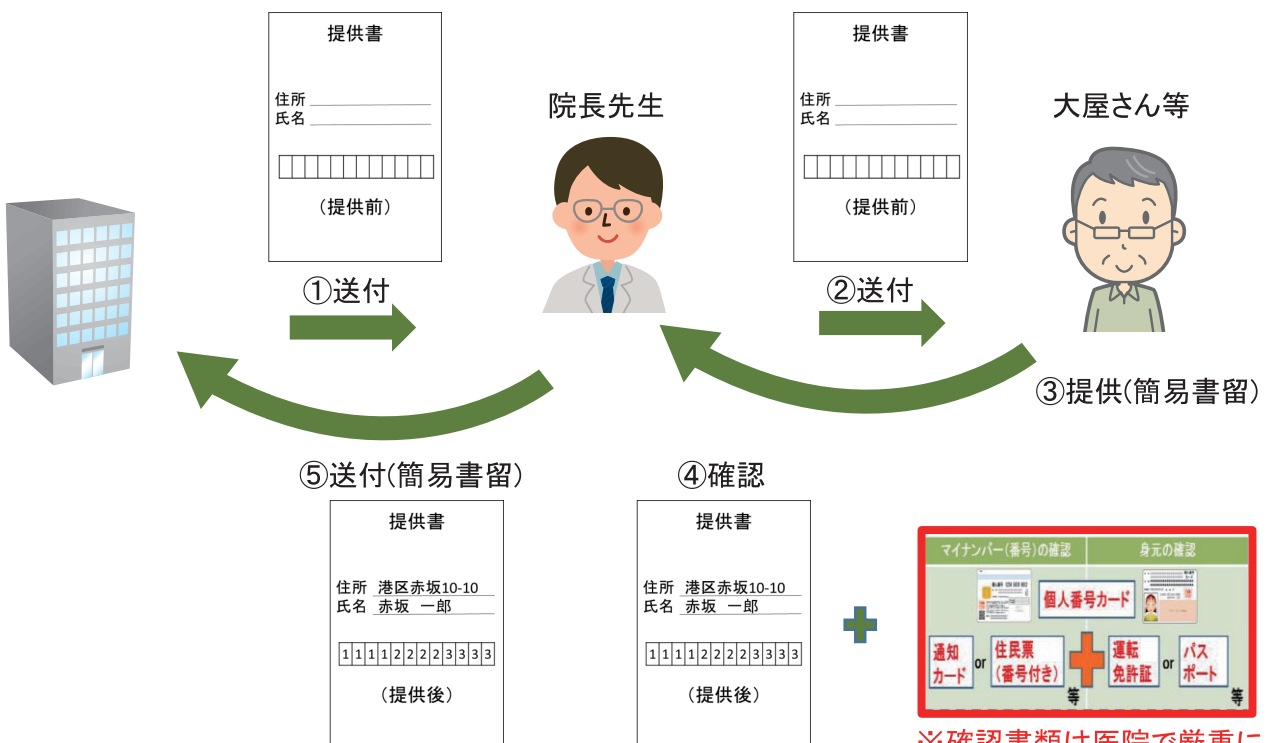
■ 個人番号(マイナンバー)を収集しなければならない場合とは

- 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」
 - 「不動産使用料・売買・譲受け等の支払調書」
 - 「配当・剰余金分配の支払調書」
- } を提出する場合

法定調書を提出していない医院もありますので、
該当する医院には別途担当からご連絡いたします。

■ 個人番号の収集方法～個人番号提供書・確認書類の収集～

- ① 弊法人から宛名印字済みの「個人番号及び本人確認書類ご提供のお願い」と「個人番号の提供書(記入前)」を先生へ後日、担当よりお送りします。
- ② 先生は、それらを支払先に送付し、個人番号を集めてください。
- ③ 支払先からは、「個人番号の提供書(記入済)」のほかに、「個人番号の確認を行うための書類」と、「身元を確認するための書類」(以下、**確認書類**)を簡易書留にていただいでください。
- ④ 「個人番号の提供書」に記載された支払先の住所・氏名・個人番号が、確認書類と一致していることを確認してください。
- ⑤ 「個人番号の提供書(記載済)」のみを、弊法人へ簡易書留にてお送りください。



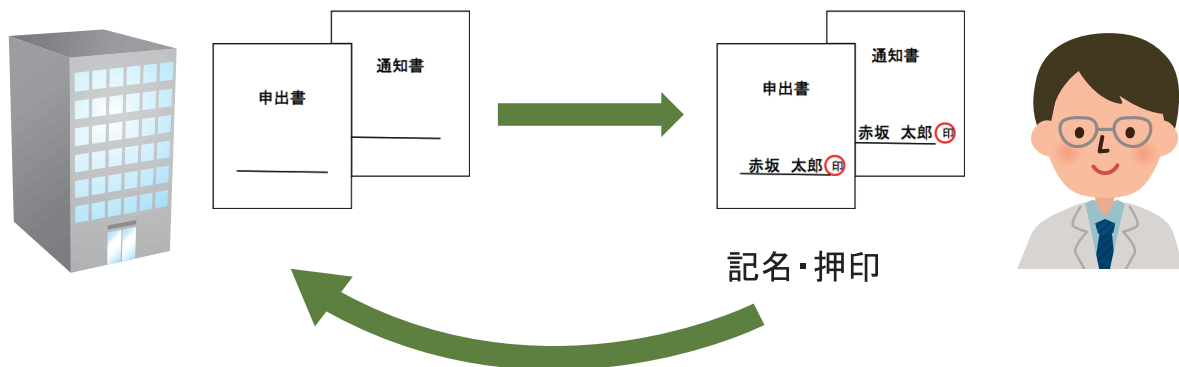
※確認書類は医院で厳重に
保管ください。

弊法人へは、11月末を目途にお送りください。

■ 医療法人に不動産を賃貸している院長先生について

医療法人へ不動産を賃貸されている院長先生は、法定調書に先生のマイナンバーを記載する必要があります。弊法人では先生のマイナンバーを既にお預かりしておりますので、法定調書作成に際し、先生のマイナンバーを記載する許可をいただきたいと思っております。

「個人番号の利用目的追加に関する通知」及び「個人番号の利用目的追加に関する申出書」を後日、担当よりお送りします。記名・押印して頂き、弊法人までお送りください。



弊法人へは、11月末を目途にお送りください。

■ 支払調書提出につきまして

マイナンバー制度におきましては、個人番号を含む特定個人情報の適正な管理が求められているため、弊法人では「マイナンバー制度に対する取り組み」を遵守し、お客様およびその支払先の特定個人情報を厳正に管理しております。

そのため、平成28年分の法定調書の作成より、安全管理措置の構築および管理料といたしまして、下記の通り料金を改定させていただきます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1. 価格改定

マイナンバー安全管理措置の構築および管理に係る費用
 ……支払調書1枚につき300円(税抜)

2. 改定の実施時期

……平成28年法定調書合計表(平成29年1月提出分)より

個人番号の収集と確認に関して、ご不明点がございましたら担当までご連絡ください。

日本クリアス税理士法人

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873 医療事業部

9月号では、税額予測のメリットや申込方法についてお伝えしました。10月21日(金)までに、1月~9月までの月次資料をお送りの上、お申込みいただいた場合**無料**となります(標準契約)。是非、お早目にご準備ください。またご希望の先生には、税額予測のご説明に伺わせていただきます。どうぞお申し付けください。今月号では、税額予測の見方についてご紹介します。



平成28年度税額予測計算表 (9月実績)

4000 新宿歯科医院 (円)

10月からの予測額(1か月分)	年間合計(予測)
社保収入	2,139,637 / 25,675,643
国保収入	1,130,045 / 13,560,537
自費収入	1,031,938 / 12,383,257
その他収入	73,375 / 880,499
収入合計	4,374,995 / 52,499,936
医業原価	614,879 / 7,378,551
医業経費	2,358,965 / 28,307,582
経費合計	2,973,844 / 35,686,133
所得	1,401,150 / 16,813,800
仮払税金	137,008 / 1,644,093
消費税課税売上高	13,263,756

② 医業経費には専従者給与 4,000,000 円が含まれています。

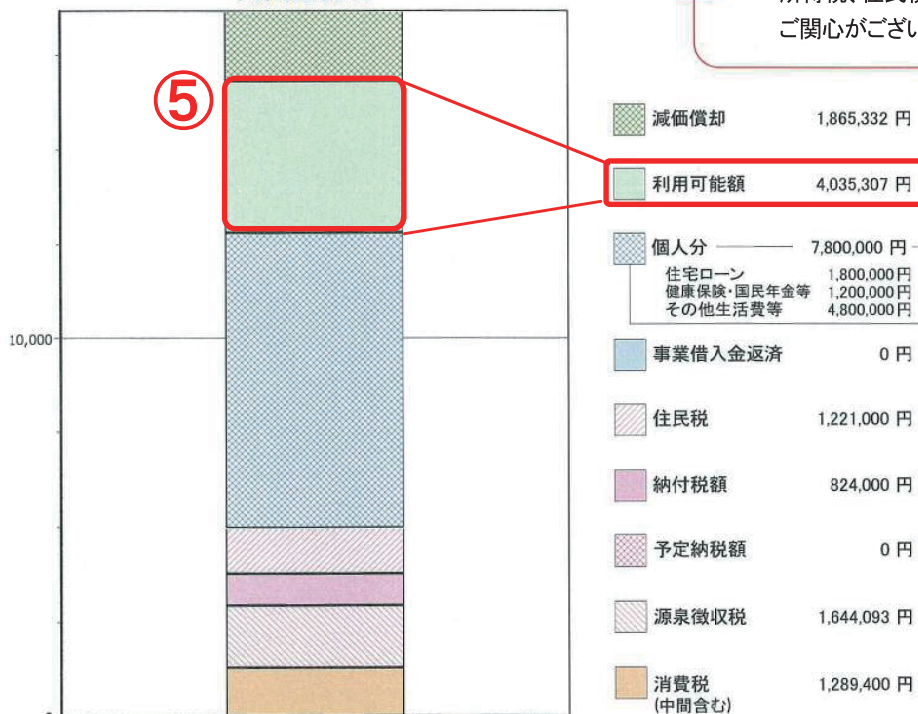
③ 予測医業収入	52,499,936 円
予測医業経費	35,686,136 円
予測医業所得	16,813,800 円
青色申告特別控除	650,000 円
④ 措置法差額	0 円
事業所得金額	16,430,467 円
所得控除	4,450,000 円
(医療費控除等を除き、昨年実績を採用)	4,245,000 円
住宅借入金等特別控除	0 円
(昨年実績を採用)	

課税所得金額	11,980,000 円 (住民税の課税所得金額は)
住民税額 <平成29年6月以降納付分> (住民税)	12,185,000 円 × 10% - 調整額 2,500 円 +
所得税額	11,980,000 円 × 33% - 1,536,000 円 =
復興特別所得税	(所得税額 特別控除等) × 2.1%
予測仮払税金	1,644,093 円 +
他源泉所得税	0 円 =
源泉徴収税額	1,644,093 円
平成29年4月の所得税の納付税額	所得税額 特別控除等 復興特別所得税
	2,417,400 円 - 0 円 + 50,765 円

POINT ふるさと納税

所得税、住民税から控除を受けられる上限額があります。ご関心がございましたら、担当までお問い合わせください。

千円 予測可処分所得



(注) 事業所得を中心にしたもので、給与所得等の所得税・住民税以外の可処分所得は考慮していません。

⑥ 予測納税額

所得税 [復興特別所得税含む]	824,000 円
住民税	1,221,000 円
消費税	589,400 円

■ 対象

税額予測の対象は、開業2年目以降の個人医院です。
 ※医療法人の税額予測は、各法人の決算前に行います。(理事長個人は対象外です)

■ 費用

- (1) 標準契約で10月21日(金)までのお申込み：**無料**
 - (2) 標準契約で10月22日(土)～10月31日(月)までのお申込み：5,400円(税込)
 - (3) セルフマネジメントの場合で10月31日(月)までのお申込み：10,800円(税込)
- ※11月1日(火)以降は、税額予測のお申込みを受付けいたしません。ご了承ください。

■ 申込方法

- (a) 税額予測の申込書
 - (b) 1月～9月までの月次資料
- (a)をファックスの上、(b)を郵送してお申込みください。

2016/09/01

12,185,000円)

における寄附金の税額控除は考慮外)

均等割 5,000円＝ 1,221,000円

417,400円

= 50,765円

円

源泉徴収税額	予定納税額	納付税額
1,644,093円	0円	824,000円

※措置法26条：適用なし

平成30年分消費税予測 (課税) 免税

◆税額予測の解説

- ① 1月～9月までの実額の収入と経費等の平均額から、1か月当たりの予測額を載せています。この予測額よりも所得が大きくなった場合には、税額も予測より増えます。
- ② 1年間の消費税の課税売上高(予測)です。1,000万円を超える場合は、平成30年が課税事業者になります。
- ③ 年間の収入、経費、所得の予測額です。
- ④ 措置法26条※が適用になる場合は、ここに金額が表示されます。金額が大きいほど、税制上有利になります。
- ⑤ 利用可能額は、予測計算で算出された院長の所得から生活費を差し引いた金額です。
 - は、生活費以外に使えるお金があることを意味します。
 - は、生活費だけで他に使えるお金はないことを意味します。
- ⑥ 予測納税額は、来年3月以降に納める税額です。△(マイナス)の場合は、還付される金額です。

※措置法26条とは、医業又は歯科医業を営む個人の各年における社会保険診察報酬が、5,000万円以下であり、かつ全体の収入金額が7,000万円以下であるときは、実際の必要経費額に代えて、概算経費額を計上することができる規定です。

税額予測に関するご質問は、担当までお問い合わせください。
 日本クレアス税理士法人

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873 医療事業部 **新井 佳寿美**



前月号では、女性患者の対応ポイントや特性についてお伝えしました。女性患者は、自分の経験を友人や家族に話したがる傾向があります。医院としては、女性患者の口コミで評判が広まり、新しい患者様の増加へとつなげたいものです。

今月号では、小児患者についてお伝えします。子供にとって初めて出会う歯科医院は、お子様の健康を左右する大事なものとなります。どのような対応が求められるのでしょうか？

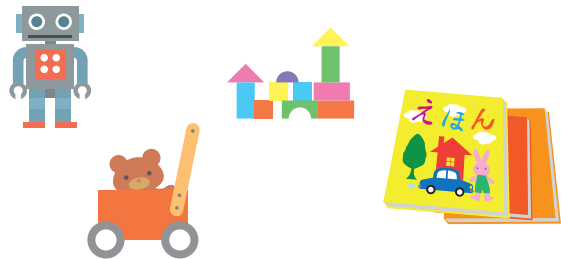
■ 小児患者への対応ポイント

(1) 子供が楽しく通える工夫

子供は、治療時の痛みに敏感です。痛みを想像させるような音や治療器具には、拒絶反応を示す場合もあるでしょう。診療時には仕方ありませんが、診察を待っている間は、リラックスできるような待合室やキッズコーナーがあると良いでしょう。

◇子供が通うのに楽しみになる配慮

- 待合室でのビデオ放映
- キッズコーナーの設置
- 絵本などの読み物、おもちゃの準備
- 診察中にアニメを流せるデジタルツールの活用
- ガチャガチャの設置
(診療が終わったら、ご褒美をあげる)



最近では、チェアで診療中にアニメを流せるデジタルツールを用いることで、子供の不安や恐怖を緩和することができます。フッ素塗布の待ち時間、保護者へ説明をしている間など、子供はじっとしてられないことが多いため利用している医院もあります。

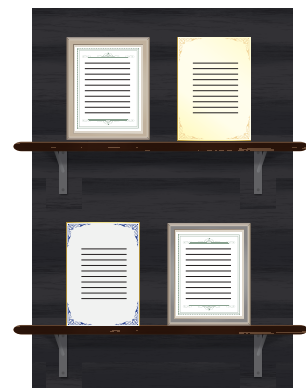
また、親御さんが治療をしている間、お子さんをキッズルームで預かり保育士が面倒をみるといった医院もあるようです。子供も親も、双方の治療を同じ医院で受けられるため、子供をもつ親にとってはありがたいシステムです。

(2) 日本小児歯科学会の専門医、認定医が在籍するならばアピールをしよう

日本小児歯科学会専門医・認定医とは、厚生労働省の認可を受けた、高度な小児歯科に関する専門的知識並びに治療技術を有する歯科医師です。

専門医・認定医が在籍している場合、専門的知識や治療技術を有することをホームページ及び医院内掲示でアピールしてみてもいいでしょうか？

親御さんが医院を探す際に、安心感を抱くポイントとなります。



(3) 子供を連れて行っても良いと認識させる

子供を持つ親御さんは、子供を歯科医院に連れて行こうと思った時に「小児歯科」と看板に表示がないと「連れて行ってはいけない」と感じる人が多いそうです。看板には必ず「小児歯科」と入れ、また「ベビーカー対応可」と、子供を迎える準備ができていることをアピールしましょう。

また、子供を連れて来ても良いと思える空間をつくる方法もあります。それは小児科でよく見られる手法で、待合室に治療後の笑顔のお子さんの写真を貼るというものです。

夜しか来院しない患者さんであっても、写真を貼ることで、昼間は子供が来ている医院だとうことをアピールすることができます。

(4) バリアフリー対応 危険物の除去

医院の玄関が、ベビーカーを押したまま入れるようなバリアフリー機能であれば、子供連れの親御さんには喜ばれます。また、ベビーカーを置いておけるスペースが玄関や通路に確保してあると、さらに安心です。

また、医院としては、お子さんの安全確保のために危険物の除去を徹底しましょう。玄関のガラス扉や仕切り扉などの透明な部分に、衝突防止のシールなどを貼っている場合には、子供の目線に対応しているかどうか、もう一度確認しましょう。さらに、大人目線では気づかない低い位置にある突起物、角のあるものに対しても確認してみましょう。子供にも優しい気配りをしている医院には、親御さんも安心して来院することができます。

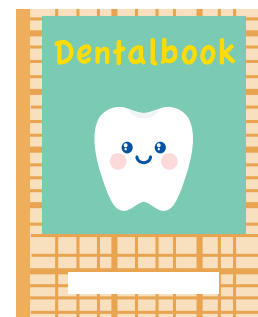
◇子供連れの親御さんに喜ばれる設備

- 玄関がバリアフリー対応(ベビーカーを押して入ることが可能)
- 靴のまま医院に入れる
- オムツ交換台がトイレにある

(5) キッズクラブ デンタルノート

子供が定期的に通えるように、キッズクラブを設けているところも多いでしょう。医院に親しみを持ってもらい、定期的に足を運んでもらう仕組みをつくるものです。虫歯や噛み合わせの不安を抱いたときに、すぐに相談できるかかりつけ歯科として、認識してもらうことが可能です。

また、デンタルノートを活用している医院もあります。デンタルノートを定期的に長く通院していただくためのツールとして位置づけ、手帳を通して患者さんとのコミュニケーションの質を上げています。



この記事に関してのご質問は、お気軽にお問い合わせください。
日本クreas社会保険労務士法人

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

